標準処理期間

申請に対する処分（許可など）に要する期間については、行政手続法第６条に規定されています。

|  |
| --- |
| （標準処理期間）  行政手続法第６条　行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。 |

１　本庄市では、標準処理期間を次のとおり定めています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 条文 | 標準処理期間 |
| 開発許可 | 法２９条 | ３９日 |
| 開発工事の検査済証交付 | 法３６条２項 | ２５日 |
| 完了公告前の建築制限等 | 法３７条 | ８日 |
| 予定建築物以外の建築等の制限 | 法４２条 | １３日 |
| 開発許可を受けた土地以外の  土地における建築等の許可 | 法４３条 | １６日 |
| 許可に基づく地位の継承 | 法４５条 | １０日 |
| 適合証明 | 省令６０条 | １３日 |

２　次のような期間は処理期間に算入されませんのでご注意ください。

（１）申請を補正するために要する期間

（２）市役所の執務が行われない日（土曜日、日曜日、年末年始等）

（３）申請者が申請の途中で、申請内容を変更するための期間

（４）特別の事情により、審査のために資料を追加するための期間